

盛岡市自然環境調査業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、盛岡市自然環境調査の業務を委託するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の実施期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

3 契約締結後の提出書類等

(1) 業務の実施に当たっては、次の書類を提出し、発注者の確認を得ること。

ア 業務実施計画書（実施内容、スケジュールを記載したもの。）

イ 管理技術者届（管理技術者は、業務を実施するうえで、技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者とする。）

(2) 業務実施計画書及び管理技術者届に変更が生じた場合は、速やかに発注者に書面で提出し、確認を得ること。

4 業務の実施内容

別紙「盛岡市自然環境調査実施要領」による。

現地調査の調査範囲について、令和5年度を盛岡市域東部、令和6年度を盛岡市域中央部、令和7年度を盛岡市域西部としているが、天候や季節的要因等で調査対象種の調査ができない場合、令和5年度から令和7年度までの期間において、対象年度以外の範囲を補完的に調査を行うことは差し支えない。

市民参加型調査について、受注者が企画提案した市民参加型調査の内容を基に、発注者と協議して調査内容及び実施方法を決定する。受注者は市民参加型調査結果の取りまとめを行う。

5 業務の実施方法

(1) 現地調査の実施及び調査協力者への連絡調整等

現地調査は受注者自らが行うか、専門調査団等の調査協力者により行うこととする。受注者は、現地調査を実施する前に、調査日、人数、調査地、調査対象種等を把握・取りまとめのうえ、現地調査が円滑に実施できるよう調整すること。

なお、官公庁に対する許可等の手続き（発注者が実施）を除き、現地調査を進めるうえで必要となる手続きを行うこと。

(2) 調査協力者への謝金の支払い等

ア 業務の実施に必要な経費は、全て受注者が負担することとする。

イ 現地調査に当たり、調査協力者が事故にあった場合に備え、次に掲げる保険金額

に相当する補償を受けられるよう、傷害保険に加入しておくこと。

区 分	保険金額	補償限度日数
死亡・後遺障害	5,000,000 円／人	
入院日額	5,000 円／人	180 日
通院日額	3,000 円／人	90 日

(2) その他

受注者は、調査の進捗状況について、定期的に発注者に報告すること。

6 資料の貸与及び返却

受注者は、業務に必要な関係資料を発注者から貸与を受けることができる。なお、使用目的を達成した場合は、貸与された関係資料を速やかに返却すること。

7 成果品

令和7年度の履行期間までに盛岡市自然環境調査実施要領に示す、最終的な調査結果報告を行うこと。令和5年度、令和6年度は年度ごとに当該年度の3月31日までに、実施した調査の結果を報告すること。ただし、単年度で報告し難いものについては、令和7年度に最終的な調査結果を取りまとめて報告すること。本業務における成果品は、次に掲げる各号の項目のものとする。

- (1) 調査結果報告書、盛岡市域生物リスト及び植生図 各2部
- (2) 報告書電子データ (CD-R 又は DVD-R) 1枚
- (3) その他、本業務において使用した資料及びデータ

8 秘密の保持等

受注者は次に掲げる措置を講じるとともに、別紙「誓約書」を提出すること。

- (1) 本業務により得られた資料及びデータは全て発注者および調査協力者（以下「発注者等」という。）に帰属し、発注者等の承諾なく関係者以外に公表・使用等しないこと。
- (2) 本業務終了後は、その全ての資料及びデータを発注者に提出すること。
- (3) 本業務により得られた一切のデータ（電磁的記録を含む。）が残らないようにするほか、得られた知見を関係者以外に漏洩しないようにすること。

9 その他

- (1) 業務を円滑に進めるため、受注者と発注者は常に連絡を取り、必要に応じて打合せを行うこと。
- (2) この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者に協議を行うこと。

令和 年 月 日

誓約書

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

住所

法人名又は団体名

代表者職名・氏名

盛岡市自然環境調査業務委託の受注に当たり、下記に記載されている事項を確認し、遵守することを誓います。

記

- 1 本業務により得られた資料及びデータは全て盛岡市及び調査協力者に帰属し、盛岡市及び調査協力者の承諾なく関係者以外に公表・使用等をしません。
- 2 本業務終了後はその全ての資料及びデータを盛岡市に提出します。
- 3 本業務により得られた一切のデータ（電磁的記録を含む。）が残らないようにするほか、得られた知見を関係者以外に漏洩しないようにします。